

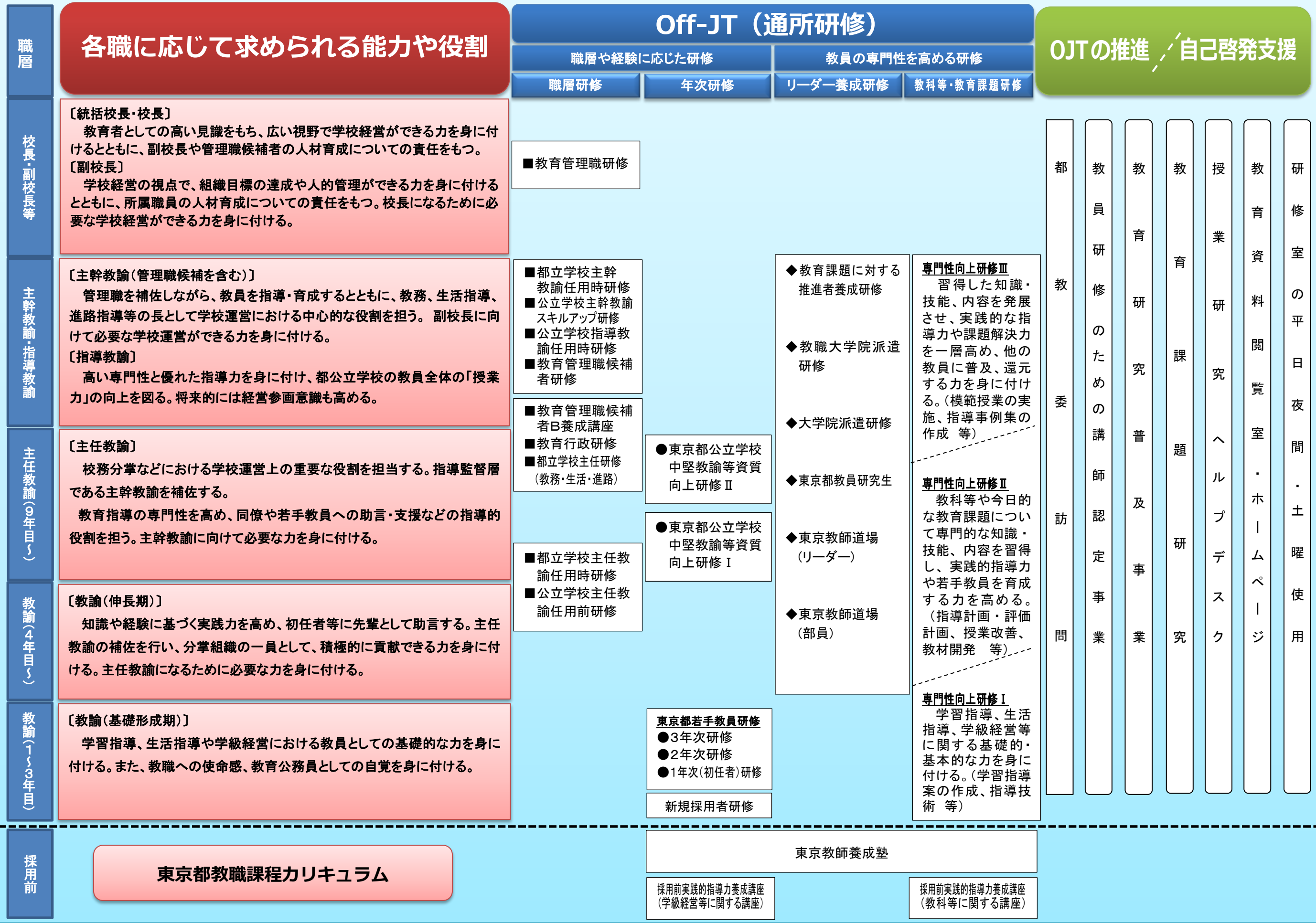
【図表 2-1】ライフステージ別消費者教育取組状況図 (本文 P.20)

WEB 広報    DVD    冊子・リーフレット    Web 読本    講座    イベント等

重点領域	各期の特徴	幼児期 (保護者対象を含む)	小学生期	中学生期	高校生期	成人期				
						特に若者	成人一般 特に高齢者			
全領域		東京暮らしWEB								
		学習指導要領に基づく消費者教育				Twitter・Facebook				
		教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」				消費生活情報誌「東京暮らしねっと」				
		消費者問題教員講座				啓発講座(消費生活講座・実験実習講座) 消費者問題マスター講座 出前講座				
消費者市民社会の構築	○消費が持つ影響力の理解 ○持続可能な消費の実践 ○消費者の参画・協働	消費者月間事業								
		親子夏休み講座 親子はかり教室 出前計量教室 しっかり考え 楽しくチャレンジ				女子サッカー部員と男子マネージャーが考えた食事戦略 カートくんの買い物★なびげ～しよん -「消費者の権利と責任の社会」- さあ始めよう！ 自分で買い物		食育講座 連続講座(多摩消費生活センター) 都民向けテーマ別環境学習講座		
		市場ならではの食育の推進及び情報提供								
商品等の安全	○商品安全の理解と危険を回避する能力 ○トラブル対応能力	児童等に対する防火防災教育								
		幼児の身の回りの事故防止ガイド 乳幼児の事故防止ガイド(誤飲、やけど、転落・転倒、身の回りの製品事故、家庭内の水回り) 抱っこひもからの転落事故に気をつけて!		小学生の身の回りの事故防止ガイド		緊急レポート美容医療 キレイのリスク		ヒヤリハットリくん只今参上!!～高齢者の身の回りの危険を防ぐでござる～ -図解!よくわかる-暮らしの製品安全知識 危険!!エアコンの取り外し 高齢者の家庭内事故防止見守りガイド		
		場面別危険防止ガイド(キッチン、お風呂、トイレ、降雨時)								
		コイン形電池 ボタン型電池を子供にさわらせない! 乳幼児の歯みがき中の喉突き事故に注意!		折りたたみ椅子は正しく使しましょう!		住まいの知識は一生の知識～安全で快適な住生活のために～		年末年始の事故防止ガイド		
生活の管理と契約	○トラブル対応能力 ○選択し、契約することへの理解と考える態度 ○生活を設計・管理する能力	おしえて!キッズ博士 けいやくのギモン?★完全攻略クイズ		情報社会を泳ぎきる! かしこいヒツジへの道		もしも未来が見えたなら ～いつかクレジットカードを使う日に～ ちえとまなぶの す～っと役立つ「お金の話」 ※特別支援学校向け				
		知っているようで知らない くらしとお金のヒミツ		カートくんの買い物★なびげ～しよん -「消費者の権利と責任の社会」-		みやーもと先生の「できる消費者」パーフェクトガイド		電馬と行く! 契約クイズの旅		ヨネスケの利殖商法に突撃されない法 ～トラブルへの対処と心得～
		しっかり考え 楽しくチャレンジ		さあ始めよう! 自分で買い物		ハカセといっしょに消費者の時間へGO! ※特別支援学校高等部向け		ちょっと待った! その契約 ～賃貸住宅の契約トラブルを防ぐために～		私は、だまされない!? ～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～
								明日のためのクレジット活用法 ～賢い大人のカード利用術～		老後の金は渡さん! お年寄りを狙う悪質商法にご用心
								それでもお金、借りますか? 多重債務の落とし穴		有料老人ホームとの契約トラブル防止のためのチェックポイント!
								断るチカラの磨き方 ～心の隙を狙う悪質商法～ ※障害のある方へ		
								悪質商法ネタばらし～若者を狙うだましの手口～		ご存知ですか? 食品に必要な表示
								緊急レポート美容医療 キレイのリスク		気にかけて 声かけて トラブル撃退! 悪質商法捕物帳 ※高齢者とその周りの人々へ
								洗濯の心得 ～洗濯とクリーニングの基本～		高齢者の被害防止リーフレット(見守り用)
								若者たちを狙う悪質商法～SNSを悪用した出会いにご用心～		高齢者の消費者被害防止啓発事業(東京都生活協同組合連合会との協働事業)
情報とメディア	○情報の収集・処理・発信能力 ○情報社会のルールや情報モラルの理解 ○消費生活情報に対する批判的思考力	東京都計量検定所ってどんなところ? お金ってなあに?		リーガル★レッスン♪ 民法と契約の基礎を学ぶ 契約って何だろう?		学校向け出前講座 (大学・専門学校)		飯田橋四コマ劇場 高齢者見守り人材向け出前講座		
		出前寄席								
						若者被害防止キャンペーン 「若手芸人」が演じるネット動画を活用した若者向け消費者教育		高齢者被害防止キャンペーン 宅配事業者等と連携した情報提供事業		
		ネットのトラブル、ブルブル! -インターネットに振り回されないために- 情報社会を泳ぎきる! かしこいヒツジへの道 ネットでキャットと大作戦 (E! イル・インターネット) その情報、誰のもの?～情報社会と権利侵害～ ファミリールール講座・出前講演会								

(消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」を基に作成)

# 東京都教職員研修センターにおける教員研修体系



マイ・キャリア・ノートの活用

【図表2-4】 都民への効果的な情報発信(全体像)

(本文P.27)

	消費者向け	主に若者を対象	主に高齢者を対象	事業者向け
インターネット	HP 暮らしに関わる情報サイト「東京くらしWEB」	学校向けメルマガ配信	高齢者被害防止キャンペーン	法令学習コンテンツ「クイズで学ぶ法令遵守」
	SNS ・ 東京都消費生活行政ツイッター ・ 東京都消費生活フェイスブック	WEB版消費者教育読本		
	動画配信 ・ 東京動画 ・ YouTube東京都チャンネル	若者被害防止キャンペーン		
印刷物	東京都消費生活基本計画/PR冊子	消費者教育DVD	東京くらしねっと	「景品表示法の正しい知識」「特定商取引法の正しい知識」「景品表示法及び特定商取引法のコンプライアンス」
	子供の事故防止に関する総合啓発誌			
	ヒヤリ・ハットレポート			
	消費者教育読本「飯田橋四コマ劇場」			
	教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」			
対面	各種消費生活講座	学校向け出前講座	高齢者見守り人材向け出前講座	コンプライアンス講習会
パブリシティ活動(報道発表及び報道機関各社へのはたらきかけ)				

様々な媒体を活用した情報発信の取組 ①

	消費者向け
インターネット	<p><b>HP</b> 暮らしに関わる情報サイト「東京くらしWEB」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害情報、危害・危険情報、架空請求事業者一覧、処分事業者一覧、消費生活相談FAQなどをはじめとした総合的な消費生活情報を提供</li> </ul> 
	<p><b>SNS</b> 東京都消費生活行政ツイッター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注意喚起情報、講座・催物案内など、最新の消費生活情報を発信</li> </ul>  <p>東京都消費生活 フェイスブック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新の消費生活情報のほか、消費生活講座やイベントなど啓発事業の事業報告も紹介</li> </ul> 
	<p><b>動画</b> 東京動画 You Tube東京都チャンネル</p> <p>暮らしに役立つ動画</p>  <p>消費生活総合センター紹介</p> 





## 付 属 資 料

- 1 諮問文
- 2 「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果
- 3 第25次東京都消費生活対策審議会委員名簿
- 4 第25次東京都消費生活対策審議会検討部会委員名簿
- 5 第25次東京都消費生活対策審議会審議経過



30生消企第318号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問する。

平成30年11月 6日

東京都知事 小池 百合子

記

成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために  
都が進めるべき消費者教育について

## 諮 問 事 項

「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」

## 諮 問 の 趣 旨

都では、「東京都消費生活基本計画」に基づき、都民の消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進めている。

しかし、悪質商法をはじめとする消費者被害は、未だ後を絶たない。

都内の消費生活センターに寄せられる若年者からの相談件数は、平成29（2017）年度には、約14,000件寄せられているが、20歳未満と20代からの相談件数には大きな差が生じている。これは、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることが一つの要因として考えられる。

今般の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられると、新たに成人となる18歳及び19歳には未成年者取消権が適用されなくなる。そのため、今後、当該年齢を中心に若年者の消費者被害が増えるおそれがある。

国においては、関連法の整備を進めるほか、若年者の消費者被害を防止するための実践的な消費者教育の実施を喫緊の課題として捉え、関係省庁の連携による取組が進められている。

こうした動きを踏まえ、今後、若年者を消費者被害から防止するために都が進めるべき消費者教育について諮問するものである。



# 「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果

## 1 意見募集の概要

### (1) 周知方法

東京都公式ホームページ（報道発表）に意見募集を掲載  
生活文化局ウェブサイト（東京くらしWEB）に募集要領を掲載  
Twitter（東京都消費生活行政）に意見募集の呼びかけをツイート

### (2) 募集期間

令和元年6月17日（月曜日）から7月16日（火曜日）までの30日間

### (3) 意見提出先及び提出方法

生活文化局消費生活部企画調整課に電子メール、ファクス、郵送で送付されたものを受付

## 2 集計結果

### (1) 意見提出者数 9

#### 【提出主体の内訳】

提出主体	計	個人	消費者団体	事業者団体
件数	9	5	3	1

### (2) 意見総数 66件

#### 【意見の内訳】

意見の内訳	計	全体	第1章	第2章	第3章	その他
件数	66	3	1	57	4	1

### 3 中間のまとめに対する都民意見概要及び意見に対する考え方

#### 全体について

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>成年年齢引き下げにより、実社会の経験が少ない若年者が未成年者保護法制からはずれ、自らが取引自由の世界に入ること、現在問題となっている消費者問題の当事者となることであり、更に、若年者は被害者だけでなく加害者としてもなりうることを示唆しているだけに、消費者教育への取組は万全を期さなければならぬ。</p> <p>学校教育の現場は限られた時間のなか、教員の働き方改革が進められようとしており、十分な時間をかけての教材づくりや消費者教育テキスト等の作成も難しい状況にある。</p> <p>今回の中間まとめは、若年者の消費者被害防止に向けた取り組みについて、その担い手を学校にだけ求めるのではなく、東京都も主導的に消費者教育に関わる方策やその工程を示しており、当会としては内容について基本的に賛同する。</p>	ご意見として承ります。
2	中間のまとめについて、賛成する。	ご意見として承ります。
3	「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について 中間のまとめ」が第25次東京都消費生活対策審議会で取りまとめられましたが、若者の消費者被害及び消費者教育の現状と東京都の消費者教育の現状と課題を踏まえた今後の取組みの方向性について賛成します。	ご意見として承ります。

#### 第1章 若者の消費者被害及び消費者教育の現状

No.	意見の概要	意見に対する考え方
4	今後、消費者被害が複雑・多様化していく中で、小学校、中学校、高校での段階的な消費者教育を実施する必要があると思います。	<p>P12&lt; (7) 若者の消費者被害における特徴と課題&gt;に、「18歳で急に成年としての責任に対する自覚が芽生えるものではないため、早い時期から段階的に、繰り返し、社会情勢の変化に対応した実践的・効果的な消費者教育を行うことが必要である。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

## 第2章 東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性

### 1 学校教育における消費者教育の推進

#### (1) 消費者教育教材等の一層の活用

No.	意見の概要	意見に対する考え方
5	<p>都内に 42 校ある知的障害特別支援学校について東京都はどのような対応をお考えでしょうか。</p> <p>国の動きにも、消費者庁で作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を全都道府県の全高校で実施すること。とされていますが、知的障害特別支援学校への同教材の活用は難しいのではないかと考えます。</p> <p>また、特別支援学校から進学する人は少数で、一般就労や福祉就労等に従事する人は、卒業と同時に社会の荒波にさらされています。</p> <p>是非、東京都で彼らにふさわしい教材を開発してください。ふさわしい教材を作るには、彼らをよく知る人材の参画が欠かせません。教育者ばかりでなく、消費生活相談員など消費者問題の専門家からの提案も取り入れ、教材を作成していただきたい。</p>	<p>消費生活部門では、特別支援学校の教員や社会福祉士の参画を得て、特別支援学校向け消費者教育教材を作成しており、ご意見の趣旨も踏まえ P21&lt;ア 現状の取組&gt;に追記します。</p>
6	<p>知的障害児者の親の会である「全国手をつなぐ育成会連合会」など、難しい内容を知的障害児者にもわかりやすく工夫したものを出版し続けている団体もあります。出版されているということは、障害児者の支援者が購入し情報を共有できるというメリットがあります。東京都で開発してくださった教材も、是非販売してください。</p>	<p>P21&lt;ア 現状の取組&gt;に記載のある都が開発・提供している消費者教育教材は一部を除き、ホームページ「東京くらし WEB」から無料で閲覧やダウンロードが可能です。</p> <p>なお、消費者教育用 DVD は、東京都消費生活総合センター等で無料で貸出を行っており、消費者教育で使用する場合は、有償で複製頒布をしています。</p>
7	<p>消費者教育教材の作成について、実績が多々記述されていますが、作成された教材がどのように利用されているのか、どのような効果があったのかについての分析がされていません。たとえば「東京くらし WEB」から閲覧が可能とありますが、どのくらいアクセスがあったのかなど、効果の測定や分析が必要だと考えます。</p>	<p>教材の活用状況・満足度の把握等については、P23&lt;ウ 今後の取組の方向性&gt;に、「検証を行いながら、教材を作成していく必要がある。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
8	<p>特別支援クラスを含めた小・中・高校、そして大学・専門学校における出前講座の実施が有効だと考えています。</p>	<p>都では現在、小・中・高校、特別支援学校、専門学校、大学等において、「学校向け出前講座」を実施しており（P21&lt;ア 現状の取組 b 講座・講習会の実施&gt;参照）、P32&lt;4 消費者教育を効果的に推進していくために&gt;に、「…出前講座を実施しているところであるが、引き続き大学生等への啓発活動の拡充に向けて取り組んでいくべきである。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
9	<p>「都が養成した東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を講師として派遣し、学校の希望するテーマでの授業を行う『学校向け出前講座』を実施している。」とあるが、東京都内の学校数を考え合わせると実績が少なすぎるのではないかと。</p> <p>多忙を極める教員に消費者教育を任せきることは現実的ではなく、教員をサポートする仕組みを強化する必要がある。東京都消費者啓発員については、採用人数、募集要件の厳格さ、物理的な限界も考えられることから、各種消費者関連団体や NPO、民間などに講師を自由に依頼できるよう各学校に裁量権を付与することを検討いただきたい。</p>	<p>各学校は、東京都消費者啓発員だけでなく他の団体等に外部講師の派遣を依頼することが可能であり、都では、教員を支援するため、都や消費者団体、事業者団体等が作成した消費者教育教材及び事業者団体等が実施している外部講師の派遣に関する情報を、ホームページ「東京くらし WEB」等を通じて提供しています。（P24&lt;ア 現状の取組 (ア)消費生活部門（生活文化局）の取組 b 教員への資料提供&gt;参照）</p>
10	<p>各校において実践的で最も効果的な消費者教育教材を選択することは、学校の特性、教員の意識や経験、生徒の状況などの様々な要因から困難であり、その結果として、教材の活用が一部にとどまっていると思われます。これまでも教員の参画のもと教材の作成が行われてきましたが、消費生活部門と学校教育部門が定期的な意見交換を行うことにより、多様な学校現場に応じた活用方法の紹介をしたり、教材を使用した後に実施するアンケート結果を反映させることにより、教材の改良あるいはより効果的な教材の作成につなげることができると考えます。その際、効果測定を行っていただき、教材作成者と活用者の両者による検証・協議をしていただくよう要望します。</p>	<p>P23&lt;ウ 今後の取組の方向性 (ア)教材の活用状況・満足度の把握等を通じた教材の作成&gt;に、「生徒に伝わりやすいかなど、学校現場のニーズを把握するための定期的な意見交換の場を持ち、検証を行いながら、教材を作成していく必要がある。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
11	<p>「より実践的な消費者教育が行われるよう、学校では目的に沿った教材を選択し、効果的に活用していくことが必要である。」とあるが、現行教材はアニメ等を用いたパンフレットやDVDが主体であり、消費者被害の防止啓発という目的を考えると（児童・生徒のメンタル面には配慮する必要はあるが）、教材の実効性を高めるためにも、より現実的な生の事例を扱った実践的なツールも必要ではないか。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
12	<p>消費者行政部門と学校教育部門との意見交換においては、消費者団体、事業者団体・事業者が作成した教材の選択と活用についても取り上げていただき、既存の資源の有効な活用も促進していただくよう要望します。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
13	<p>（意見）授業を受けた後、アンケートとは別に理解度や定着度を確認するシートが必要だと考えます。</p> <p>（理由）中間のまとめでは、教材を作成する消費生活部門と教材を使用する学校教育部門が今後も連携し、学校現場のニーズを把握するための定期的な意見交換の場を持ち、検証を行いながら教材を作成していく必要があるとしています。そのためにアンケートの実施が提案されていますが、それに加えて、授業の内容の理解度や定着度を確認することも必要だと考えます。理解度や定着度を確認するシートを作成することも検討してください。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
14	<p>教材の活用状況・満足度や学校現場のニーズ把握、モデル校の指定などについて触れられていますが、大切なのは学生・生徒の受け止めや理解度を把握することではないでしょうか。モデル校の取組などでは、学生や生徒が教材の評価などにも参加できるような仕組みが必要だと考えます。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
15	<p>(意見) 指定モデル校での実証を早急かつ効率的に進め、なるべく早く都内の公立、私立のすべての学校においてモデル校で得られた知見を活かした消費者教育を進めてください。</p> <p>(理由) 消費者契約や消費者被害防止をテーマにした消費者教育にあてられる授業時間を勘案すると 2022 年の成年年齢引き下げ施行までの時間は十分とは言えません。指定モデル校での実証を早急かつ効率的に進め、なるべく早く都内の公立、私立のすべての学校においてモデル校で得られた知見を活かした消費者教育を進めてください。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
16	<p>各種団体から様々な資料や教材が送付され、学校現場では多忙な中でどの教材や資料を利用すべきか選択ができず、教材を作成配布したとしても学校現場で実際に利用されているかは不明である。教育現場では、あれもこれも学校教育でと限られた授業時間の中で教員に過重な負担となっているという指摘もある。</p> <p>実際にモデル校で使用することで消費者教材の活用状況を把握し、教員側、生徒側から現場の生の声を集めることで実践的に有効な教材の作成に役立てることが可能になると思われることから、モデル校を指定して試行的な取組を実施する意見に賛成である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
17	<p>さらに効率的にかつ生徒に身に付く教育を実施するためには、社会科、家庭科、公民等の教科に限定せず、教科横断的に総合的な学習の時間を利用するなどして体系的に消費者教育を取り上げ、総合的に学校教育の現場で消費者教育を実施することも効果があると考え。モデル校ではこうした新たな取組にも挑戦・試行をしていただきたい。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
18	<p>消費者庁の方針では、「社会への扉」を教材に使用した高等学校での授業を 2020 年までに全都道府県に拡大する計画となっているので、これを確実に実行していただきたい。また、徳島県では 2017 年度より県内全ての高校で実施しているが、デモンストレーション事業を実施しビデオにとって共有するなど工夫をしている。徳島の事例などを参考にして水平展開していただきたい。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
19	<p>(意見) アクティブラーニングやロールプレイングなど生徒が積極的に参加し、自分事と捉えられるような授業も必要だと考えます。</p> <p>(理由) 消費生活部門が作成されている教材や国の教材「社会への扉」は、生徒にわかりやすく作成されていると思いますが、座学だけではどうしても他人事ととらえやすくなってしまいます。知らないうちに被害者になったり、マルチ商法にはまり加害者になってしまう事をアクティブラーニングやロールプレイングなどを取り入れて生徒が自分事として捉えられるような授業も必要だと考えます。</p>	<p>P23&lt;ウ 今後の取組の方向性 (イ) 消費者教育教材の活用推進&gt;に、「新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びに資する実践的な指導方法を検討していく必要がある。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
20	<p>(意見) 各学校からの要望だけでなく PTA からの要望にも応え、保護者会や PTA の会合において出前講座を積極的に実施してください。</p> <p>(理由) 東京都生活文化局が 2016 年 3 月に実施された「都民の消費生活に関する意識調査」で消費者教育を行う場として重要だと思うものについては、全世代において「家庭」の割合が 51.8%と高くなっています。小中学校や高等学校での消費者教育の実効性を上げるには家庭での教育も重要だと考えます。保護者も若者の消費者被害の実態を知り、被害を防止するために必要な知識を家庭でも親子でも共有できるように保護者等に向けた出前講座を積極的に実施してください。</p>	<p>P24&lt;ウ 今後の取組の方向性 (ウ) 保護者等に向けた講習会等の充実&gt;に、「学校教育に加えて、家庭における消費者教育の理解や実践を促進するための取組として、学校教育部門（教育庁）が会議体の場（都立学校校長会、指導室課長会等）を通じて、消費者教育教材等や出前講座の周知を行い、消費生活部門（生活文化局）は、各学校の要望を受け、保護者会や PTA の会合において、出前講座を実施することも有効である。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
21	<p>学校での消費者教育と家庭での消費者教育の二つが車の両輪のように整ったときに大きな効果を上げることは、ご存知のとおりです。保護者向けに教材の目的や根拠となる法律知識を加えた（教師用解説書のような）ものも併せて作成してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
22	<p>大学生協では、大学生が企画・参加し、大学と協力しながら新入生の保護者に向けた説明会などを実施しているところも多く、この点でも大学生協との連携を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>団体等と連携し、今後一層多様な場面での消費者教育が推進されるよう P32&lt;4 消費者教育を効果的に推進していくために&gt;に追記します。</p>



No.	意見の概要	意見に対する考え方
23	家庭において保護者が行う消費者教育も重要との記述がありますが、東京都内の世帯の約33%が地域生協に加入しています。この点について生協との連携も是非検討していただきたいと考えます。	団体等と連携し、今後一層多様な場面での消費者教育が推進されるよう P32<4 消費者教育を効果的に推進していくために>に追記します。
24	保護者会等での出前講座の実施のほか、職域における社会人への消費者教育は、保護者世代への消費者教育にもつながることから、多様な場面での消費者教育の推進も視野に入れる必要があると考えます。	団体等と連携し、今後一層多様な場面での消費者教育が推進されるよう P32<4 消費者教育を効果的に推進していくために>に追記します。
25	講座・講習会の実施にも積極的に関わっていただき、心強く感じます。しかし、都が養成した東京都消費者啓発員の2018年度実績に見る特別支援学校への「学校向け出前講座」は7回です。とても少ないと感じました。地域の社会資源をもっと活用していただけないものかと思いました。地域で活動する区民講師は、区民に対する出前講座を以前から実施しています。同じ区民目線ということで親近感を持ってくださる参加者も多く、存在意義があり、チームで動く区民講師の出前講座のほうが向いているケースもあると考えます。区民講師の会では、成年年齢引き下げに伴う18歳19歳の若者への消費者被害を防止するには、啓発活動が欠かせないと考え、勉強会を重ねています。東京都消費生活総合センター所属のコンシューマー・エイドばかりでなく、区民講師という存在を地域の社会資源としてお考えいただけないものかと思いました。	ご意見として承ります。

## (2) 教員への研修等支援

No.	意見の概要	意見に対する考え方
26	現状の取組として、教員講座の開催の実績や消費者教育情報提供誌の配布実績、学校教育部門（教育庁）の取組についても、研修の実施などについて記述されていますが、これらがどのように利用され効果が表れているのかなどの分析が必要ではないでしょうか。	P31<4 消費者教育を効果的に推進していくために>に、「取組の実施状況について、若者の理解度を含めて検証を行い、更に効果的な消費者教育を推進されたい。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
27	<p>教員に対して単発の集合研修に止まらない体系的かつ継続的な研修プログラムの提供や、その習得度に応じた動機付けの付与など、教員の知識向上へ向け更に踏み込んだ取り組みを検討いただきたい。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
28	<p>教員への消費者教育の指導力向上を目的とする研修を拡充することに賛成します。消費者教育を担当する教員だけでなく、すべての教員がそれぞれの立場で取り組むことができるという意識改革を行うことが求められていると考えます。その上で、各教員（特に公民科と家庭科等）が学校内で連携を図り、総合的・一定的な「生きる力」を育むことが大切であると考えます。消費者教育は生涯にわたっての「生きる力」を養うものであり、教育の根幹をなすものであると理解してもらおうよう、教員のみならず学校長はじめ教育関係者の意識改革が何より重要だと考えます。なお、教員への意識改革のためには、まず教員自身に対する消費者教育が必要であると考えます。教員自身が自らの生活において消費者問題に目を向け学ぶことが、安全安心なより良い社会と自らの豊かな（経済的評価のみではない）生活の実現に有用であることを再確認することが重要です。</p>	<p>P25&lt;ウ 今後の取組の方向性 (イ) 消費者教育の重要性に対する教員の理解促進&gt;で、「消費者教育を担当する教員だけでなく、教員がそれぞれの立場で取り組むことができるという意識改革が求められる。」「すべての教科が消費者教育に通じ得るという認識を持つようにしていくことが望ましい。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
29	<p>現役の教員向けの研修のみならず、大学等の教職課程や教員養成課程においても、消費者教育に関する内容をカリキュラムにしっかり組み込み、教育人材の担い手育成を図っていただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
30	<p>消費生活センターは消費者教育の拠点として位置づけられています。東京都消費生活総合センターの図書資料室の充実には都内随一です。多数の教材（DVD）や消費者教育、消費者問題関連の書籍の貸出しを行っています。現在も消費者教育に熱心な教員の来所はありますが、周知は不十分であると思われます。消費者教育について情報を得るために活用できる図書資料室として、多様な主体が作成した教材やリーフレット、様々な消費生活に関するチラシ等を含めたタイムリーな情報収集ができるよう一層の充実を求めるとともに、消費者教育を行うとする者への周知が図られることを要望します。また、同様の情報を、東京くらしWEB「学びたい」で発信しているところですが、更に多くの教員への周知を図っていただきたいと考えます。</p>	<p>P24&lt;ア 現状の取組 (7)消費生活部門（生活文化局）の取組 b 教員への資料提供&gt;に、東京都消費生活総合センターの図書資料室の記載を追加します。</p> <p>また、図書資料室の周知等については、今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

(3) 学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの配置

No.	意見の概要	意見に対する考え方
31	<p>消費者教育の推進のためには、学校現場と消費者行政が密に連携を図ることが必要になるが、その一端としても消費者教育に関する知見を有し専門的にかつ継続的に活動ができるような専任の「東京都版消費者教育コーディネーター」を速やかに配置するという意見に賛成である。</p> <p>そのためには人材の確保とそれを十分に裏付ける予算措置を併せて行うべきである。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
32	<p>都の実情を踏まえ、消費者教育を担う関係者や場をつなぐ役割を果たす「東京都版消費者教育コーディネーター」の配置を早急に必ず実現してください。学校と消費生活センターをまずはつないでいく必要があると思います。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
33	<p>消費者教育コーディネーターの配置は大賛成である。消費者教育コーディネーターは何をする人かを明確にして、位置づけと役割を示す基準のようなものを作ることが必要だと思う。肩書を持つことで、教育委員会や学校へのアプローチもしやすくなると思う。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
34	<p>消費者教育コーディネーターは、多様な関係者をつなぐという大変重要な役割であり、ぜひ配置をしていただきたい。合わせて、配置するだけでなく、活躍できるように役割の明確化、ガイドブック作成、研修実施等の環境づくりや支援をお願いしたい。</p> <p>他の自治体でのコーディネーター配置事例を見ると、行政職員が業務の中で行っている場合、専門人材として配置している場合、外部組織に委託している場合、複数名設置、など多様な事例がある。登用する人材も、行政職員、元教員、消費生活相談員、事業者経験者など幅広い人材が活用されている。他の自治体での事例も参考にさせていただき、都や区市町村の状況に合わせ検討・配置をしていただきたい。特に、都は大きな組織であり、学校現場と学校外・地域と全てを見るのは一人・個人では限界があるので、組織として対応していくよう進めていただきたい。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
35	<p>「東京都版消費者教育コーディネーター」は、国及び全国の自治体のモデルとなると考えます。その役割、配置場所を十分に検討した上で、それを担う人材についても具体的に示していただくよう要望します。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
36	<p>区市町村の消費生活センターに消費者教育コーディネーターを配置する支援をする。都のコーディネーターとの連携、研修などさまざまな活動ができるのではないだろうか。人的支援、経済的支援も必要になるかもしれないが、消費者教育に積極的に取り組んでいる区市町村に呼びかけてはどうか。</p>	<p>P27&lt;ウ 今後の取組の方向性&gt;に、「区市町村における消費者教育コーディネーターの設置に関しても、都の取組等を情報共有するなどし、将来的な配置に向けて支援していく必要がある。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
37	<p>消費者教育コーディネーターの配置についても、区市町村でのモデル事業の実施なども検討していただきたいと考えます。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
38	<p>消費者教育コーディネーターは、単に学校教育現場と消費者行政部門との人的橋渡しに終わらず、成年年齢引下げを目前にした現在では、どのような消費者教育が急務であるか等に関する知見が必要であることから、コーディネーターを担う人材の育成も必要であると考えます。東京都には私立学校も多いことから、個々の学校の特性に応じた推進が必要であり、コーディネーターのきめ細かな対応も必要であると考えます。</p> <p>東京都が「東京都版消費者教育コーディネーター」を示すことで、東京都内の区市町村支援につながるだけでなく、全国の自治体の支援になると考えます。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

## 2 注意喚起・情報発信

No.	意見の概要	意見に対する考え方
39	<p>多様な情報発信の実績が記述されていますが、メルマガの配信数など、その効果がわかる内容の記述がありません。現状の取組の効果について記述してください。</p>	<p>P32&lt;4 消費者教育を効果的に推進していくために&gt;に、「取組の実施状況について、若者の理解度を含めて検証を行い、更に効果的な消費者教育を推進されたい。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
40	<p>すでに実施されているかもしれないが、学校にタイムリーな注意喚起情報を積極的に流す。大学などが学生に配信しているメルマガに消費者センターのHPをリンクさせる。</p>	<p>都が現在メルマガ配信している学生向けの注意喚起情報には、消費生活総合センターのHPのリンクも掲載しており、ご意見の趣旨は、P29&lt;(3) 今後の取組の方向性 イ都内高等学校等と連携した情報発信&gt;に、含まれています。</p>
41	<p>マルチ商法では、身近な人物からの勧誘も多いですが、SNSを通じた勧誘も少なからずあり、また定期購入のトラブルについても、SNSの広告で知った、というケースがあります。</p> <p>こういったことから、若者がスマホ等の、SNSを常日頃いかに見ているかがわかります。したがって、若者への啓発もSNSを通じて行うことが不可欠であり、またその内容についても、若者への調査をさまざまな手法を用いて実施して、目に留まる、また受け入れやすいソフトでキャッチーなものを構築していかなければならないと感じています。</p>	<p>P28-29&lt;(3) 今後の取組の方向性&gt;に、若者に向けた注意喚起・情報発信について、包括的に記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
42	<p>消費生活情報に関心のない若者に対して、若者の情報ツールとして身近な SNS を一層活用した情報伝達の方法を必ず行ってください。</p>	<p>P28&lt; (3) 今後の取組の方向性 ア情報伝達の工夫及び情報内容の充実&gt;に、「若者による情報拡散を期待して、インターネット広告やハッシュタグを活用した情報発信など、若者の情報ツールとして身近な SNS を一層活用する。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
43	<p>動画による電車の車内広告など大変効果的だと考えます。予算の関係もあるでしょうが、積極的に進めていただきたいと考えます。</p>	<p>P28&lt; (3) 今後の取組の方向性 ア情報伝達の工夫及び情報内容の充実&gt;に、「動画による電車の車内広告やイベントなどを通じた普及啓発を行うなど…」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
44	<p>(意見) 若者参加型の事業を通じて、より若者に届く情報発信を行うことを進めてください。 (理由) 消費生活情報に関心のない若者たちへの情報発信は一方通行になりがちで、消費生活トラブルの注意喚起情報や被害に遭った時の相談窓口 188 の情報をどうしたらキャッチしてもらえるのが大きな課題だと思います。大人の発想だけでは若者に届きづらいと思われるので、若者に参加してもらい、若者のアイデアによる SNS の活用やイベント等での情報発信を進めることを検討してください。</p>	<p>P28-29&lt; (3) 今後の取組の方向性&gt;に、包括的に記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
45	<p>若者に対しての情報発信について、SNS を一層活用した情報伝達の工夫が必要であり、当事者である若者（大学生や高校生）にも参加してもらって情報発信の仕方を検討すべきである。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
46	<p>消費者教育は、学校だけでなく家庭、地域、事業者などで取り組んでいくべき問題であり、家庭や保護者への情報提供も必要である。</p> <p>現状の取組として、東京くらし WEB や SNS、メルマガの配信などが行われているが、残念なことにその存在が十分に周知されていない。例えば、高齢者の消費者被害も後を絶たないが、区市町村の高齢者福祉部門においてもまだ国民生活センターの見守り新鮮情報や東京都消費生活総合センターの東京くらし WEB についても周知されていない部署も多い。</p> <p>成年年齢の引下げが施行される 2022 年 4 月を待たず、早急に都内の都立学校だけでなく私立学校に対してもメルマガや SNS を周知し、最新情報が教育現場に届くように、誰もが国民生活センターや各地の消費センターや相談窓口の情報に触れ、かつ消費者からの相談前に、情報が寄せられるように、「188 (イヤヤ)」とともに周知されるように東京都から積極的に働きかける必要がある。</p>	<p>P28&lt; (3) 今後の取組の方向性 ア情報伝達の工夫及び情報内容の充実&gt;に、「消費者ホットライン188をはじめとした相談窓口の存在とその活用についての周知も肝要である。」と記載しています。</p> <p>あわせて、P32&lt;消費者教育を効果的に推進していくために&gt;に、「消費者教育の推進は、公立学校・私立学校問わず推進していくことを期待する。」と、記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
47	<p>消費者被害の新たな手口についての注意喚起情報は以前より発信が早くなってきているが、次々と新たな手法で勧誘してくる悪質事業者からの被害を予防するためにも、より早期の段階での注意情報の発信が、利用者の拡大を図るためにも必要であると考えます。</p>	<p>P28-29&lt; (3) 今後の取組の方向性&gt;に、包括的に記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
48	<p>若者参加型の事業などの記述がありますが、大学生協との連携なども考慮していただきたいと考えます。</p>	<p>団体等と連携し、今後一層多様な場面での消費者教育が推進されるよう P32&lt;4 消費者教育を効果的に推進していくために&gt;に追記します。</p>

### 3 区市町村支援

No.	意見の概要	意見に対する考え方
49	<p>消費者安全確保地域協議会の組織化を進めている区市町村も多い。似たような名称はわかりにくいいため、消費者教育推進地域協議会の名称を変えてはどうか。コンシューマーリング、消費者スタディー、など。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>



No.	意見の概要	意見に対する考え方
50	<p>私どもが行っている区市町村へのアンケートから、都の消費者教育教材への期待が多く寄せられています。特に音が出せない環境での字幕付きの映像教材などは喜ばれており、区市町村の要望も聞きながら継続・強化していただきたいと考えます。</p>	<p>今後の取組の参考になるものと考えます。</p>
51	<p>ライフステージに応じた消費者教育を統一行的に行っていくためには学校教育に限らず、家庭や地域、事業者も含めて消費者教育が必要である。消費者教育推進地域協議会を設置し、その地域にあった消費者教育推進計画を策定するために都が支援するという事に期待するものである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
52	<p>消費生活部門と学校教育部門の連携がスムーズに行われるように、都の教育庁から区市町村の学校教育部門への消費者教育の推進についての働きかけを行うこと、区市町村の学校教育部門が消費者教育についても主体的に取り組んでいくことを期待し、都がそれを推進支援することが必要であるとする意見に賛成である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
53	<p>&lt;現状を踏まえた課題&gt;に記述されていますが、消費生活センターと教育委員会の連携が進んでいない自治体はまだ多くあります。 (3) 今後の取組の方向性のイにも書かれているように、連携を進める働きかけを強力に進めていただきたいと考えています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
54	<p>タイムリーな消費者問題の事例を教員は求めています。教科書の事例は古く、特にインターネット関係の消費者問題の変化は非常に早く、児童・生徒の方が先に進んでいる状況が見られます。 区市町村の消費生活センター等の活用は、市区町村支援とも関係しますが、最寄りの消費生活センターが、タイムリーな情報収集場所になること、また、消費生活相談員等が情報提供したり、ティームティーチングを行ったり出前講座に出向くなどすることができるよう、消費生活センター（消費生活相談業務）と消費者教育とが、車の両輪として機能できるような体制になることを要望します。</p>	<p>教員へのタイムリーな消費者情報の提供については、P23&lt;1 学校教育における消費者教育の推進（1）消費者教育教材等の一層の活用 ウ今後の取組の方向性&gt;の中で、「…社会状況を考慮して適宜内容を改訂する…」と記載しており、ご意見の趣旨は含まれています。 区市町村の消費生活センター等の活用については、P31&lt;イ区市町村における消費者教育の推進体制の整備&gt;に、消費生活部門（消費生活センター等）と学校教育部門（教育委員会）の連携を促進する記載を追記します。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
55	<p>区市町村においては、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域連絡会」の設置をはじめ、各種の協議会や連絡会、ネットワークづくりが区市町村に課せられ、区市町村としては人員不足や予算の不足、様々な協議会の目的や活動が重なり合う部分もあり、戸惑いが生じている。</p> <p>中間のまとめでは、先行事例や策定事例の紹介をするなど都が支援していく必要があるとする意見に賛成である。積極的な都の支援が期待される。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
56	<p>区市町村の人員不足や財政不足が課題となり、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置や、消費者教育講座開催等が困難になっている現状があります。東京都はすでに、消費者教育事業に係る区市町村への支援を行っていますが、教員への理解促進と同様に、区市町村職員に対して消費者教育の重要性について理解を促進していくことが重要と考えます。</p>	<p>P31&lt;(3) 今後の取組の方向性&gt;に、区市町村に対する支援について包括的に記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

#### 4 消費者教育を効果的に推進していくために

No.	意見の概要	意見に対する考え方
57	<p>ぜひ、消費者行政と教育行政の壁を取り払うべく、両行政が若者の消費者被害の深刻さやその未然防止や被害遭遇後の被害救済の重要性を認識し、消費者教育を推進していただければと思います。</p>	<p>P32 に、「取組を推進していくために共通して言えることは、消費生活部門（生活文化局）と学校教育部門（教育庁）が、継続的に連携して消費者教育を推進していかなければならないということである。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
58	<p>スマートフォンの普及とキャッシュレス化の推進が進む中、スマホ決済の急速な拡大は、若年層を中心に詐欺などによる消費者被害の拡大が懸念される。キャッシュレス化が進む北欧では、小学校高学年から金融教育を行っている国もある。金融教育は、高等学校段階からでは遅いともいえ、早い段階での学校教育への組み入れが必要であると考えます。それに備えた教員の育成、行政・学校・事業者の連携による教育プログラムづくりなどの検討を期待したい。</p>	<p>P32 に、「学校教育では金融経済教育を含む消費者教育を通じて、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上も図る必要がある。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
59	<p>インターネットの普及により消費者問題は複雑になり、これまでの保護者の経験や知識では対応しきれない状況にあります。子供たちは常に消費者問題、消費者被害と隣り合わせにいることから、高齢者とは異なる「見守り」が必要であり、知識がなければ気付くことはできません。保護者への情報提供は大変重要です。</p>	<p>P32 に、「インターネットリテラシーの向上を踏まえた消費者教育を、若者や保護者に対して実践していくことを期待する。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
60	<p>今後の情報発信はホームページなどインターネットが欠かせないものとなりますが、それらの利用中にも架空請求などの悪質な介入が想定されます。インターネットは、日常生活の他の場面でも使わないわけにはいかないほど身近なものになっています。架空請求画面に慌てふためいて書かれている連絡先に電話しないことや、ショートメールサービスは個人が特定されているわけではないことなど、基本的なことは学校で教えてくださると良いように思います。インターネットデビューの時期にセキュリティの重要性や架空請求などのトラブルのこと、相談先の案内など、忙しい先生方に替わって情報提供してくれるシステムができないものかと考えることがあります。</p>	<p>P32 に、「インターネットリテラシーの向上を踏まえた消費者教育を、若者や保護者に対して実践していくことを期待する。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>
61	<p>都内には、多数の大学（短大）、専門学校があり、進学を機に都内で生活を始めた18歳、19歳が多くいます。高等学校修了時までに消費者教育を受けているはずとはいえ、実際に一人暮らしを始めたことで、様々な消費生活の問題に直面し、消費者被害に遭うケースもあります。夢と希望を抱いて東京で暮らし始めた若年者に対して、安全で安心な暮らしができるよう支援することは、東京都に課せられていると考えます。新入生ガイダンスのみならず、都会の生活になれた時期等も含め、効果的な消費者教育の方法について、より一層大学等へ積極的に働きかけていただくことを要望します。</p>	<p>P32 に、「引き続き大学生等への啓発活動の拡充に向けて取り組んでいくべきである。」と記載しており、ご意見の趣旨は中間のまとめに含まれています。</p>

### 第3章 消費者教育とともに取り組むべき課題について

No.	意見の概要	意見に対する考え方
62	事業者へのコンプライアンス意識の向上や指導、悪質事業者への取締りの強化や厳格な処分は一層強化していくべきだと考えます。	ご意見として承ります。
63	消費者教育とともに若者をねらう悪質事業者に対して、中間のまとめで指摘するように法令や条例を駆使した取締りを一層強化していくことが不可欠である。	ご意見として承ります。
64	2022年の成年年齢引下げの実施に備えて、若者向けの特別相談窓口やインターネットでの相談体制の整備、インターネットやSNSを通じた消費者被害への対応を迅速に進めるための体制を早急に整えていく、そのために人的、物的にも消費者相談窓口の機能の充実強化を行うことが必要である。	ご意見として承ります。
65	相談窓口については、若者の相談の6割が親などからの相談との現状からみて、相談窓口の周知に加え、24時間対応や多様な相談方法の検討など2022年に向けて費用をかけても実施していくべきと考えます。	ご意見として承ります。

#### その他

No.	意見の概要	意見に対する考え方
66	消費者問題に興味を持ち勉強したいという有志が見つかりました。この度の意見募集がきっかけとなり、消費者被害防止を共に考える人の輪がつくれようとしていることに、感謝いたします。	ご意見として承ります。

## 第25次東京都消費生活対策審議会委員名簿

任期:平成30年5月20日～令和2年5月19日

	氏名	現職	備考
会長	後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
会長代理	野澤 正充	立教大学副総長・立教大学大学院法務研究科教授	
	阿部 美雪	公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事	
	石戸谷 豊	弁護士	
	井上 淳	日本チェーンストア協会専務理事	
	上村 協子	東京家政学院大学現代生活学部教授	
	大北 恭子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事	
	柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員	
	加藤 雅之	東京都議会議員	
	木村 たま代	主婦連合会事務局長	
	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局長	
	越山 健彦	千葉工業大学社会システム科学部教授	
	小林 治彦	東京商工会議所理事・事務局長	
	近藤 彰郎	一般財団法人東京私立中学高等学校協会会長	
	坂倉 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事	
	末吉 里花	一般社団法人エシカル協会代表理事	
	とや 英津子	東京都議会議員	
	西田 佳史	東京工業大学工学院機械系教授	
	原田 由里	一般社団法人ECネットワーク理事	
	福島 りえこ	東京都議会議員	
	藤井 とものり	東京都議会議員	
	洞澤 美佳	弁護士	
	丸山 絵美子	慶応義塾大学法学部教授	
	八百板 真弓	東京都公立高等学校長協会会計監事	
	米川 大二郎	東京都議会議員	平成30年10月5日から
専門員	板寺 正行	東京都民生児童委員連合会常任協議員	
	後藤 和宏	公益財団法人東京都私学財団事務局長	
	福山 泰弘	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年12月12日から
	平澤 慎一	弁護士	平成30年11月6日から
	松谷 茂	一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長	平成30年11月6日から

### 退任した委員(役職は在職中のもの)

	氏名	現職	備考
委員	森澤 恭子	東京都議会議員	平成30年10月4日まで
専門員	大澤 裕次	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年6月17日まで
専門員	野崎 光	東京都金融広報委員会事務局長	平成30年11月21日まで

## 第25次東京都消費生活対策審議会 検討部会 委員名簿

役職等	氏 名	現 職
部会長	野澤 正充	立教大学副総長・立教大学大学院法務研究科教授
(専門員)	阿部 美雪	公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事
	柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員主任研究員
	小林 治彦	東京商工会議所理事・事務局長
	平澤 慎一	弁護士
	洞澤 美佳	弁護士
	松谷 茂	一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長
	丸山 絵美子	慶応義塾大学法学部教授
	八百板 真弓	東京都公立高等学校長協会会計監事
	後藤 和宏	公益財団法人東京都私学財団事務局長
	(専門員)	福山 泰弘

## 第25次東京都消費生活対策審議会審議経過

### (1) 総会

開催日	審議事項等
第2回 平成30年11月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について（諮問）</li><li>・諮問事項についての審議</li><li>・検討部会の設置と部会委員・部会長の指名</li></ul>
第3回 令和元年5月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について 中間のまとめ（案）について</li></ul>
第4回（予定） 令和元年9月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について 答申（案）について（予定）</li></ul>

### (2) 部会

開催日	審議事項等
第1回 平成30年12月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校教育における消費者教育の推進」の検討</li></ul>
第2回 平成31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「注意喚起・情報発信」の検討</li><li>・「区市町村支援」の検討</li><li>・「学校教育における消費者教育の推進」の検討</li></ul>
第3回 平成31年3月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について 中間のまとめ（案）について</li></ul>
第4回 令和元年8月8日	<ul style="list-style-type: none"><li>・都民意見募集結果及び答申（案）について</li></ul>